

# 四半期報告書

(第20期第1四半期)

株式会社日本アクア



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
第3 【提出会社の状況】 .....	6
1 【株式等の状況】 .....	6
2 【役員の状況】 .....	11
第4 【経理の状況】 .....	12
1 【四半期財務諸表】 .....	13
2 【その他】 .....	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	20

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2023年5月11日

**【四半期会計期間】** 第20期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

**【会社名】** 株式会社日本アクア

**【英訳名】** Nippon Aqua Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中村 文隆

**【本店の所在の場所】** 東京都港区港南二丁目16番2号

**【電話番号】** 03-5463-1117 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 財務経理本部担当 佐藤 昌司

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区港南二丁目16番2号

**【電話番号】** 03-5463-1112

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 財務経理本部担当 佐藤 昌司

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第1四半期 累計期間	第20期 第1四半期 累計期間	第19期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2023年1月1日 至 2023年3月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	5,697,482	6,368,531	25,670,205
経常利益 (千円)	464,315	641,877	2,359,918
四半期(当期)純利益 (千円)	310,393	432,347	1,549,154
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,903,649	1,903,649	1,903,649
発行済株式総数 (株)	34,760,000	34,760,000	34,760,000
純資産額 (千円)	7,615,593	7,735,144	7,966,564
総資産額 (千円)	18,018,797	19,405,941	21,969,963
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.60	13.78	47.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	13.78	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	24.00
自己資本比率 (%)	42.3	39.8	36.3

(注) 前第1四半期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事項の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等とのリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国経済は、一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直しており、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動などが懸念されています。

当社が属する建築・住宅業界におきましては、2022年6月に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、エネルギー効率の改善が求められるようになり、特に断熱性能の向上が重要な課題となりました。加えて、電気料金の高騰も影響し、断熱に関する世の中の関心が高まっています。断熱性能の高い建築物は、冷暖房のエネルギー消費を削減し、電気料金の節約につながり、環境に負荷をかけずに快適な住環境を実現することができます。このような環境下、当社は、高气密・高断熱性能を実現する「アクアフォームシリーズ」の商品力と全国施工ネットワークを有する強みを活用し、各部門において積極的な受注活動を展開してまいりました。

戸建部門においては、東京都の「東京ゼロエミ住宅」を始め、各自治体が独自のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を導入する動きに合わせた補助金や住宅ローンの優遇措置もあり、安定した受注を確保しておりますが、施工体制の確保を目的とした「働き方改革」を進め、工務社員の土日休みを実施したことが施工日数の減少につながり、同部門の売上高は前年同期をわずかに下回り、3,221百万円となりました。しかしながら、2月には十分な施工体制を構築することができましたので、今後は売上が着実に伸ばしていけるものと考えております。建築物部門においては、都市再開発や製造業の国内回帰を背景に需要が拡大し、加えて建築中の火災事故防止ニーズが高まっていることから、不燃断熱材「アクアモエンNEO」の施工が牽引し、同部門の売上高は1,912百万円と好調な着地となりました。また、防水部門の売上高は126百万円、その他部門である、原料販売・機械等の売上高は1,108百万円となりました。

(単位：百万円、%)

	第19期 第1四半期累計期間	第20期 第1四半期累計期間	増減額	増減比
戸建部門	3,255	3,221	△34	△1.1
建築物部門	1,414	1,912	+498	+35.2
防水部門	57	126	+69	+120.7
その他部門	969	1,108	+138	+14.3
合計	5,697	6,368	+671	+11.8

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は、6,368百万円と前年同期比で11.8%の増収となりました。一方、ウレタン原料の素原料価格の高止まりは継続しておりますが、原料確保と商品の安定供給を目的とした複数社調達に加え、2021年秋から価格改定を継続的に実施し、受注時の工事採算性を重視することで収益の確保に努めています。さらに、当社の強みである「施工力」の強化を目指し、認定施工店に対して施工代金の増額や、当社社員の出向・転籍、保管倉庫等の施設賃貸といった様々な支援に注力しています。

以上により、売上総利益率は22.9%と前年同期比で1.8ポイントの改善、営業利益は627百万円と前年同期比で38.9%の増益、経常利益は641百万円と前年同期比で38.2%の増益、四半期純利益につきましては432百万円と前年同期比で39.3%の増益となりました。



## (2) 財政状態の分析

### (総資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は19,405百万円（前事業年度末比11.7%減）となり、前事業年度末に比べ2,564百万円の減少となりました。

### (流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は14,668百万円（前事業年度末比14.4%減）となり、前事業年度末に比べ2,468百万円の減少となりました。これは主として未収入金1,115百万円、受取手形、売掛金及び契約資産338百万円、電子記録債権100百万円が回収により減少、現金及び預金が588百万円減少、棚卸資産が244百万円減少したことなどによるものであります。

### (固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産は4,737百万円（前事業年度末比2.0%減）となり、前事業年度末に比べ、95百万円の減少となりました。これは主として減価償却による資産の減少が56百万円、投資その他の資産のその他に含まれる繰延税金資産が68百万円、長期前払費用が10百万円減少したことに対し、機械装置の取得により24百万円増加、ソフトウェア取得により7百万円増加したことなどによるものであります。

### (負債合計)

当第1四半期会計期間末における負債合計は11,670百万円（前事業年度末比16.7%減）となり、前事業年度末に比べ2,332百万円の減少となりました。

### (流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は11,516百万円（前事業年度末比17.2%減）となり、前事業年度末に比べ2,385百万円の減少となりました。これは主として短期借入金900百万円減少、買掛金が707百万円減少、未払法人税等が514百万円の減少、その他に含まれる未払金及び未払費用が374百万円が減少したことなどによるものであります。

### (固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債は154百万円（前事業年度末比52.6%増）となり、前事業年度末に比べ53百万円の増加となりました。これは主としてその他に含まれる長期未払金が61百万円増加したことに対して、長期のリース債務が7百万円減少したことなどによるものであります。

### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は7,735百万円（前事業年度末比2.9%減）となり、前事業年度末に比べ231百万円の減少となりました。これは主として四半期純利益が432百万円となったこと、自己株式の処分により85百万円増加したことに対し、配当の支払いにより利益剰余金が751百万円減少したことなどによるものであります。

### (自己資本比率)

当第1四半期会計期間末における自己資本比率は、39.8%（前事業年度末比3.6%増）となりました。

## (3) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は、7百万円であります。なお当第1四半期会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年5月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	34,760,000	34,760,000	東京証券取引所プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	34,760,000	34,760,000	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2023年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2022年12月19日
新株予約権の数(個) ※	10,000 (注) 1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,000,000 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個につき889
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年1月10日 至 2026年1月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 本新株予約権1個当たり302 (注) 2.
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使等について規定した覚書(以下「本覚書」という。)を締結する予定である。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	該当事項はありません。ただし、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。
新株予約権の行使の際に出資の目的となる財産の内容及び価額 ※	(注) 3.
新株予約権の残高 (千円) ※	3,020

※ 新株予約権証券の発行時 (2023年1月6日) における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たり302円とします。

2. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 当初行使価額は、889円 (下限行使価額と同額) とし、上限行使価額はありませぬ。下限行使価額は、889円 (2022年12月19日の終値と同額 (以下「下限行使価額」といいます。)) とします。行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「修正日」といいます。) に、修正日の直前取引日 (同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行います。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。) に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
4. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
  - (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は、以下のとおりであります。
    - ① 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しません。ただし、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されることがあります。  
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率  
なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少します。
    - ② 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日 (本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が「新株予約権の行使請求の受付場所 (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)、取次場所及び払込取扱場所 (株式会社三菱UFJ銀行 名古屋中央支店)」の口座に入金された日) に、修正日の直前取引日 (同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行います。以下「算定基準日」という。) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」という。) に修正されます。
    - ③ 行使価額の修正頻度：行使の際に「新株予約権の行使請求の受付場所 (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)、取次場所及び払込取扱場所 (株式会社三菱UFJ銀行 名古屋中央支店)」の行使請求の効力が発生する都度、修正されます。
    - ④ 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、889円とします。ただし、本新株予約権の発行後、当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ⑤ 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,000,000株(2022年9月30日現在の発行済株式総数34,760,000株に対する割合は2.88%)、割当株式数は100株で確定しています(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)
- ⑥ 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：892,020,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額につき、2022年12月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である889円と同額となると仮定して計算した金額であり、実際のコレは条件決定日に確定します。また、本新株予約権は行使されない可能性があります。)
- ⑦ 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられています。
- (2) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容は、以下のとおりであります。
1. 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、2022年12月19日提出の有価証券届出書に記載されている、別記「(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 2 株券等の譲渡制限」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせません。また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。
- 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。
- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合又は株式無償割当てを行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑥ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。
2. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
3. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の事前の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第1四半期会計期間 (2023年1月1日から2023年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	953
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	95,300
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	889
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	84,762
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	953
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	95,300
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	889
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	84,762

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年1月1日～ 2023年3月31日	—	34,760,000	—	1,903,649	—	1,883,649

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,447,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,308,700	313,087	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	4,200	—	—
発行済株式総数	34,760,000	—	—
総株主の議決権	—	313,087	—

② 【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日本アクア	東京都港区港南二 丁目16番2号	3,447,100	—	3,447,100	9.91
計	—	3,447,100	—	3,447,100	9.91

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年1月1日から2023年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2023年1月1日から2023年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。



1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,676,798	2,088,722
受取手形、売掛金及び契約資産	6,144,694	5,806,310
電子記録債権	754,166	653,495
棚卸資産	3,121,628	2,877,136
未収入金	4,216,577	3,101,551
その他	248,481	163,135
貸倒引当金	△25,979	△22,340
流動資産合計	17,136,367	14,668,010
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,285,532	2,253,497
土地	1,680,298	1,680,298
その他（純額）	380,272	394,792
有形固定資産合計	4,346,104	4,328,588
無形固定資産		
借地権	15,000	15,000
その他	81,296	80,636
無形固定資産合計	96,296	95,636
投資その他の資産		
その他	458,450	380,956
貸倒引当金	△67,254	△67,250
投資その他の資産合計	391,195	313,706
固定資産合計	4,833,596	4,737,930
資産合計	21,969,963	19,405,941

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,272,179	5,564,415
短期借入金	6,000,000	5,100,000
1年内返済予定の長期借入金	33,200	33,200
リース債務	32,790	31,156
未払法人税等	670,554	156,185
賞与引当金	19,890	78,212
その他	873,654	553,334
流動負債合計	13,902,269	11,516,504
固定負債		
リース債務	48,217	40,602
資産除去債務	39,543	39,601
その他	13,368	74,088
固定負債合計	101,129	154,291
負債合計	14,003,399	11,670,796
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,903,649	1,903,649
資本剰余金	1,885,273	1,912,505
利益剰余金	6,270,636	5,951,476
自己株式	△2,093,016	△2,035,198
株主資本合計	7,966,543	7,732,432
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20	△20
評価・換算差額等合計	20	△20
新株予約権	—	2,732
純資産合計	7,966,564	7,735,144
負債純資産合計	21,969,963	19,405,941

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)
売上高	5,697,482	6,368,531
売上原価	4,495,533	4,911,078
売上総利益	1,201,948	1,457,453
販売費及び一般管理費	750,166	829,926
営業利益	451,782	627,526
営業外収益		
受取利息	11,454	5,749
受取保険金	1,048	883
保険解約返戻金	—	6,527
その他	2,970	4,950
営業外収益合計	15,473	18,112
営業外費用		
支払利息	2,606	3,716
その他	334	44
営業外費用合計	2,940	3,761
経常利益	464,315	641,877
特別利益		
固定資産売却益	220	—
特別利益合計	220	—
特別損失		
固定資産売却損	1,098	—
特別損失合計	1,098	—
税引前四半期純利益	463,437	641,877
法人税、住民税及び事業税	135,600	141,521
法人税等調整額	17,444	68,008
法人税等合計	153,044	209,530
四半期純利益	310,393	432,347

## 【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
減価償却費	54,595千円	56,820千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

### 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	646,217	20.00	2021年12月31日	2022年3月28日	利益剰余金

### 2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

### 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	751,507	24.00	2022年12月31日	2023年3月29日	利益剰余金

### 2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントがないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、戸建て住宅向け断熱材施工、建築物向け断熱材施工、防水、商品販売の4部門から構成されております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報に関しましては、部門別で開示しております。

前第1四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	戸建部門	建築物部門	防水部門	商品販売部門	合計
財またはサービスの移転時期					
一時点	3,255,679	—	57,352	969,797	4,282,828
一定の期間	—	1,414,655	—	—	1,414,655
顧客との契約から生じる収益	3,255,679	1,414,655	57,352	969,797	5,697,482
外部顧客への売上高	3,255,679	1,414,655	57,352	969,797	5,697,482

(注) 商品販売には、機械販売22,472千円が含まれております。

当第1四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	戸建部門	建築物部門	防水部門	商品販売部門	合計
財またはサービスの移転時期					
一時点	3,221,069	—	126,568	1,108,067	4,455,704
一定の期間	—	1,912,826	—	—	1,912,826
顧客との契約から生じる収益	3,221,069	1,912,826	126,568	1,108,067	6,368,531
外部顧客への売上高	3,221,069	1,912,826	126,568	1,108,067	6,368,531

(注) 商品販売には、機械販売100,041千円が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円60銭	13円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	310,393	432,347
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額	310,393	432,347
普通株式の期中平均株式数(株)	32,310,872	31,363,216
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	13円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	5,480
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月11日

株式会社 日本アクア  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 木 直 哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 島 力

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本アクアの2023年1月1日から2023年12月31日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本アクアの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー

手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2023年5月11日
<b>【会社名】</b>	株式会社日本アクア
<b>【英訳名】</b>	Nippon Aqua Co., Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 中村 文隆
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区港南二丁目16番2号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中村文隆は、当社の第20期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



